

幕別町議会会議規則の一部を改正する規則 新旧対照表

現 行 規 則	改 正 規 則
<p>○幕別町議会会議規則 (昭和62年3月24日 議会規則第1号)</p> <p>第1条 略 (欠席等の届出)</p> <p>第2条 略 2 議員は、<u>閉会中においても、7日以上議会活動ができない事由が生じたときは、その旨を議長に届けなければならない。</u>また、議会活動ができることとなったときも、同様とする。</p> <p>第3条～第130条 略</p>	<p>○幕別町議会会議規則 (昭和62年3月24日 議会規則第1号)</p> <p>第1条 略 (欠席等の届出)</p> <p>第2条 略 2 議員は、7日以上議会活動<u>(閉会中に公務として出席するものを含む。以下同じ。)</u>ができない事由が生じたときは、その旨を議長に届け出なければならない。また、議会活動ができることとなったときも、同様とする。</p> <p>3 <u>議員は、出産のため議会活動ができないときは、日数を定めて、その旨をあらかじめ議長に届け出なければならない。</u></p> <p>第3条～第130条 略</p>